

## 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技実施要領

令和7年 6月 26日  
宮崎県立図書館

### 1 目的

この要領は、令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定める。

### 2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、宮崎県立図書館において内容の審査を行う。企画提案には、令和7年度宮崎県立図書館システム構築業務と宮崎県立図書館システム賃貸借及び保守業務の契約額の提案を含むものとする。総合的に最も優れた内容であると認められる企画提案を行った者（最優秀の企画提案競技申請者）と随意契約を締結する。

### 3 企画提案競技に付する事項

#### (1) 業務件名

令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務

#### (2) 業務の内容

令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### 4 提案上限額

169,936,800円

上記金額は構築業務に係る経費と賃貸借及び保守業務に係る経費の合計額であり、消費税及び地方消費税を含むものとする。なお、クラウドサービスを利用する場合、その利用料を含むものとする。

### 5 契約期間

契約締結の日から令和13年2月28日まで。

各業務の実施期間は以下のとおりとする。

#### (1) 宮崎県立図書館システム構築業務

契約締結の日から令和8年2月28日まで

#### (2) 宮崎県立図書館システム賃貸借及び保守業務

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

### 6 契約に係る特約事項

(1) この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結すること

ができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号、第4号、第5号及び第6号の規定による契約であり、県は、上記5の契約期間において次に掲げるいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が各業務の実施期間内に業務を完了する見込みがないと認められる場合

エ 本件契約の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合

オ 本件契約の相手方の役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 7 支払方法

構築業務に係る経費と賃貸借及び保守業務に係る経費の合計額を60で割った額を、賃貸借期間が1月終了するごとに賃貸借料として支払うこととする。

## 8 契約を担当する部局

宮崎県立図書館 総務・企画課 企画担当（宮崎県立図書館2階）

〒880-0031

宮崎市船塚3丁目210番地1

電話：0985-29-2911

FAX：0985-29-2491

E-mail：[toshokan@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:toshokan@pref.miyazaki.lg.jp)

## 9 仕様書等の配付場所及び配付期間

### (1) 配付資料

ア 仕様書（別紙を含む。）

イ 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技審査基準書（以下「基準書」という。）

ウ 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案書項目別審査基準・配点表（様式第1号）

エ 応募様式一式

### (2) 配付場所

本要領8の部局

(3) 配付期間

令和7年6月26日(木)から令和7年7月11日(金)まで  
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

※ 資料の郵送を希望する者は、本要領8の部局まで問い合わせること。

10 企画提案競技に参加する者に必要な資格

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種である者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (3) 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技参加資格審査申請書(様式第2号)を提出した日から最優秀の企画提案競技申請者を選定するまでの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去5年以内に、宮崎県立図書館システム(資料数約85万点)と同規模以上の図書館システム構築に係る開発実績を複数有している者であること。

11 参加資格審査申請書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次により参加資格審査申請をすること。

- (1) 提出場所 本要領8の部局
- (2) 提出期限 令和7年7月11日(金)午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、令和7年7月11日(金)午後5時必着とする。)
- (4) 提出書類
  - ア 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技参加資格審査申請書(様式第2号)
  - イ 使用印鑑届出書(様式第3号)
  - ウ 代理人を選定した場合にあつては、委任状(様式第4号)
  - エ 受託実績報告書(様式第5号。本要領10の(4)の実績を記した書類)

12 参加資格の確認

(1) 参加資格の確認

本要領11の(4)により提出された書面の審査の結果、本業務を実施することができると認められた者を、本企画提案競技に参加する資格を有する者(以下「企画提案競技参加者」という。)とする。

なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、令和7年7月18日（金）までに申請者に対して電子メールにより通知する。

(3) 資料の貸与（秘密保持誓約書の提出）

企画提案競技参加者にのみ次の資料を貸与するので、秘密保持誓約書（様式第6号）を提出すること。

ア 仕様書別紙3-1 別紙3-2「宮崎県立図書館システム帳票様式」

イ 仕様書別紙4「宮崎県立図書館ネットワーク系統図」

ウ 仕様書別紙6「宮崎県立図書館コード一覧」

(4) 非認定理由に関する事項

(2)により非認定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、宮崎県立図書館長に対し非認定理由について説明を求めることができる。

(5) 非認定理由の説明に関する回答

宮崎県立図書館長は、(4)の非認定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により回答する。

(6) 非認定理由の説明に関する受付

ア 受付場所 本要領8の部局

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

13 企画提案競技に係る質問

(1) 質問

本企画提案競技について質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和7年7月24日（木）

イ 提出方法 電子メールで提出すること。

県立図書館代表 E-mail:[toshokan@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:toshokan@pref.miyazaki.lg.jp)

ウ 様式 質問書（様式第7号）

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 質問者に対し、原則として電子メールで質問のあった日の翌日から起算して3日以内に回答する。ただし、仕様書等の変更に係る回答については企画提案競技参加者全員に回答する。

イ その他 提出期限に到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については回答しない。

14 企画提案書等の提出

(1) 提出場所 本要領8の部局

(2) 提出期限 令和7年8月7日（木）午後5時

- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても令和7年8月7日（木）午後5時必着とする。）

※ 企画提案書を受け付けたときはその旨を連絡するので、受付の連絡がない場合は電話で問い合わせること。

(4) 提出書類

ア 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技申請書（様式第8号）

イ 企画提案書

ウ 宮崎県立図書館システム機能要件（必須・要望）一覧表兼充足確認書（様式第9号）

列記している各要件について、A（標準パッケージで対応）、B（カスタマイズで対応）又は×（対応不能）を記入すること。ただし、必須項目については必ず対応すること。（A又はBであること。）

エ 令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務見積書（様式第10号）

構築業務に係る経費と賃貸借及び保守業務に係る経費の合計額を記載すること。また、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を基準に契約の協議を行うので、企画提案競技参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

オ 実施体制報告書（様式第11号）

(5) 作成に当たっての留意点

ア 応募する企画書は1案に限ること。

イ (4)の提出書類の企画提案書の提出部数は9部（正本1部、副本8部とし、正本には押印すること。）とする。なお、散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。また、パンフレット等の添付資料がある場合は、別綴りとする。

ウ 提出後における企画提案書の再提出、差し替えは一切認めない。

エ (4)の提出書類の体裁等は次のとおりとする。

(ア) 原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。）

(イ) 両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。

(ウ) 表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号を付すること。

(エ) 仕様書に記載された内容の実現方法等について、令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案書項目別審査基準・配点表の評価項目順に記載すること。

(オ) 提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ、簡潔・明瞭に記載すること。

(カ) 本業務を実施するに当たり、県立図書館職員に求める作業及び資料等についても記載すること。

(キ) 仕様書に記載されていない追加提案は、そのことを明確にするとともに、分かりやすく記載すること。

- (6) 応募された企画提案書の著作権は、その応募した企画提案競技参加者に帰属する。なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該企画提案競技参加者が負うこととする。

## 15 受託候補者の選定方法

審査は、第一次審査（書類審査）を事務局において、第二次審査（書類審査及び対面審査）を「宮崎県立図書館システム更新業務選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

### (1) 第一次審査

#### ア 内容

企画提案書を審査し、宮崎県立図書館システム機能要件（必須・要望）充足確認書のうち必須項目を満たしているかを確認し、一つでも満たしていない場合失格とする。また、要望項目について採点をする。

上記により失格したもの以外を選定する。

#### イ 選定期間

令和7年8月15日（金）

#### ウ 選定結果の通知

企画提案書等を提出した企画提案競技参加者（以下「企画提案競技申請者」という。）に対し書面及び電子メールにより通知する。

### (2) 第二次審査

#### ア 内容

第一次審査で選定された企画提案競技申請者が、企画提案書を基にプレゼンテーションを実施した後、委員会の合議で最優秀の企画提案競技申請者を選定する。

#### イ 場所

宮崎県立図書館内

#### ウ 実施時期

令和7年8月20日（水）

#### エ 説明時間等

プレゼンテーションは企画提案書に記載した事項を基に行うこと。説明時間は40分以内とし、説明終了後、必要に応じて40分程度宮崎県立図書館から質問を行う。

#### オ 説明順番

原則として企画提案書等の受付順とする。

#### カ 説明者

審査会場の入場者は4名以内とする。

#### キ 選定結果の通知

選定結果については、書面により通知する。

#### ク 審査基準

基準書及び令和7年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案書項目別審査基準・配点表に基づき審査を行う。

#### ケ その他

第二次審査の詳細については、書面により通知する。

希望があればプロジェクター、スクリーンは準備するが、パソコン等については企画提案競技申請者で準備すること。

また、宮崎県立図書館閲覧系インターネット回線を使用できるが、通信速度が比較的低速度であるので注意すること。

(3) 非選定理由に関する事項

(1)のウ又は(2)のキにより非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、宮崎県立図書館長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(4) 非選定理由の説明に関する回答

宮崎県立図書館長は、(3)の非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により回答する。

(5) 非選定理由の説明に関する受付

- ア 受付場所 本要領8の部局
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

16 契約の締結等

- (1) 最優秀の企画提案競技申請者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- (2) 最優秀の企画提案競技申請者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の企画提案競技申請者と契約に向けて協議する。

17 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

18 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案競技申請者が本要領の10の参加資格を満たしていない場合又は最優秀の企画提案競技申請者決定までに本要領10の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がなされた場合
- (3) 提出書類が仕様書に適合しない場合又は本要領に記載する留意事項に適合しない場合
- (4) 2件以上の企画提案をした場合
- (5) 所定の日時及び場所に企画提案書等を提出しなかった場合
- (6) 二人以上の代理人を選定した場合
- (7) 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字に誤脱があった場合又は不明な提案がなされた場合
- (8) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

## 19 苦情申立

本要領に基づく手続きが世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定に違反すると考える場合は、宮崎県政府調達苦情検討委員会に対して苦情の申し立てをすることができる。

## 20 その他

- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本企画提案競技及び本業務を通じて、著作権法等の法令を遵守すること。
- (4) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案競技に参加する者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で本企画提案競技以外の目的に使用しない。
- (7) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (8) 企画提案競技申請書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案競技申請書及び企画提案書を無効とするとともに、必要に応じて虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う。
- (9) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）による。
- (10) 見積額について県立図書館が必要と認めたときは、県立図書館と最優秀の企画提案競技申請者との間で協議の上、協議が整った場合には、再度見積書の提出を求めることとする。

## 21 スケジュール（予定）

- |                         |         |        |
|-------------------------|---------|--------|
| (1) 実施公告                | 令和7年 6月 | 26日（木） |
| (2) 企画提案競技参加資格審査申請書提出期限 | 令和7年 7月 | 11日（金） |
| (3) 質問書受付期限             | 令和7年 7月 | 24日（木） |
| (4) 企画提案書等提出期限          | 令和7年 8月 | 7日（木）  |
| (5) プレゼンテーション           | 令和7年 8月 | 20日（水） |
| (6) 審査結果通知              | 令和7年 8月 | 25日（月） |